令和7年度薬事衛生自治指導員全体講習会（R7.9.24～9.30）　指導員からの質問への回答

		ご質問	東京都薬剤師会からの回答
法規関連	1	「都薬ホームページよりダウンロード」という項目が有りましたが、これらは2023年度版のようです。とくに「サイバーセキュリティ対策」に関するものは「都薬BCP」のものがよろしいでしょうか？	東京都薬剤師会HPの会員ページに「サイバーインシデント発生時のBCP」薬局向け雛形（都薬版）2025年改訂版がございます。運用管理規定雛形と併せてご活用ください。 BCP雛形の最終ページに、参考資料として、日本薬剤師会や厚生労働省の発出した資料を掲載しております。それらも参考に個々店舗の状況に即した雛形を選択いただければと思います。
法規関連	2	映像の中の医薬品の区分分け陳列で、「消費者に違いが判る陳列」とあったと思いますが、ポップ等で「１類医薬品」、「３類医薬品」区分を表記する必要があるのでしょうか。 御指導をお願いいたします。	区分の記載そのものが、規定されているわけではありませんが、 「区分ごとに適正に配置されていることが、商品を手に取らなくても一目でわかる」状態を常に維持するために、区分の明示は有効な手段だと思います。陳列を管理する従業員にとっても、置き間違え等のリスクを減らせるメリットがあります。
法規関連	3	名札に氏名を入れない場合は、自店の理由を書面で残さないといけないのでしょうか	とくに書面の記載は義務付けられていません。開設者がご判断ください。
手順書	4	指針手順書の更新年月日はいつまでOKですか？	おのおのの店舗で業務手順が変わった時には、手順書の更新は都度必要です。 特に薬機法改訂等があった場合には、業務手順がかわる可能性がありますので、内容の見直しを行う必要が生じます。
手順書	5	手順書の改訂年月はいつ以降ならよいですか？	
手順書	6	町田先生に質問します。業務手順書の改訂日の確認を行う際に、改訂日が何年何月以降であることを確認すればいいですか？	
手順書	7	点検内容⑥の改訂年月はいつに記載すればよろしいでしょうか？	
実施要領	8	回収後は地区薬剤師会に持参で宜しいでしょうか	巡回後の地区薬剤師会への提出方法は、地区内での取り決め通り行ってください。 ※原本を回収する必要はありませんが、各地区の事情により原本を回収する場合は、返却もしくは店舗でコピーを保管するなどして適宜見直しが出来るようにお取り計らいください。
実施要領	9	地区薬剤師会への報告は、FAX、郵送、メール添付、どの形を取れば良いのでしょうか	
実施要領	10	様式1の提出はFAXでよろしいでしょうか？	
実施要領	11	保健所との連絡について、事前のほうが良いのか、回った後に問題点として相談するようなことが良いのか。	地域のご都合に応じてご判断ください。両方行っても良いと思います。保健所との必要で密な連携をとるためのきっかけとしてお使いください。
配信関連	12	今回の動画を会員に見てもらえればと思うのですが、それではダメなのでしょうか？ また、法規関係については、今回西多摩でも容器代請求に関しての同意書の必要性など、重要なことが抜けているため、そう言ったことが伝えられるようなことも必要かなと。現場に必要なものの提示が多いといいと思う。	今回の研修は、基本的な知識をすでに持っている自治指導員向けの研修となります。この研修をそのまま全会員に開放するのではなく、研修対象者のニーズに合わせた別研修としての開催を、その必要性も含めて今後検討したいと思います。現時点では、自治指導員から　必要だと思う情報を追加してのご指導を巡回時によろしくお願いします。
配信関連	13	この内容は自治指導員だけでなく全会員が見られるようにすると良いと思うのですが問題があるのでしょうか？	
配信関連	14	YouTubeは、途中でCMが入るので、他のプラットフォームやt-MYLSにすることはできないのでしょうか？	ご意見ありがとうございます。来年以降の開催方法については現在検討中です。
ポイント	15	支払いとは別のdポイントや楽天ポイントは自社ポイントでなければOKになりますか？	自社ポイントとは店舗の所属する企業独自で設定されたポイントのことを指します。クレジットカードやバーコード決済等により自動的に付与される当該企業以外のポイントについては対象外です。 参考： ・「保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24念9月14日付け保医発0914第1号厚生労働省保健局医療課長通知） ・「保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について」（平成29年1月25日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡） ※この項目には該当しませんが、アプリキャンペーン等によるポイント高還元は保険調剤には不適正とされます
ポイント	16	自社ポイントについて、Vポイント、楽天ポイント、ｄポイント等は対象になりますでしょうか？	
ポイント	17	自社ポイントにはVポイント、楽天ポイント、Dポイントなどは該当するのか？	
その他	18	薬物乱用から濫用に代わっているのでしょうか？使い分けているのでしょうか？	どちらも間違いの表記ではありません。特に使い分けも行っていません。
その他	19	健康サポート薬局から健康増進支援薬局になると伺いましたが、こちらは加算の施設基準になる予定と捉えてよろしいでしょうか。またその場合店舗に何名必要など具体的はものはございますでしょうか。	加算の施設基準への追加や要件について、現時点（2025年10月1日）で、具体的な情報は出てきておりません。厚生労働省の薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会や、中医協での今後の議論を注視いただければと思います。